

## 伊東市お試し移住支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市における移住定住の促進を図るため、移住希望者の現地活動に要する宿泊費用の一部に対し、予算の範囲内において伊東市お試し移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊東市補助金等交付規則（昭和39年伊東市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 市外に居住し、市内への移住を希望又は検討している者
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出がされている施設
- (3) 現地活動 移住希望者による移住の実現に向けた市内への訪問活動
- (4) 同行者 移住希望者と同一世帯に属し、移住希望者とともに市内への移住を希望又は検討し、現地活動を行う者

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、移住希望者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市又は市が認める団体と面談等により移住相談を行った者
- (2) 市内における住まい探し、仕事探し、移住に関する相談又は生活環境の確認等を目的とした現地活動を行う者
- (3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (4) 国、県その他地方公共団体等から本事業に類する補助その他の助成を受けていない者
- (5) その他市長が不相当と認めた者でないこと。

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助対象者及び同行者が市内の宿泊施設において宿泊に要した経費とする。ただし、同行者は最大3名までとする。

2 前項の対象経費は、標準的な1泊2食付きの宿泊料（朝食のみ又は食事なしの場合を含む。）とし、追加の料理、サービス及び附帯施設の利用料金等は含まないものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、対象経費の2分の1以内とし、1人当たり1泊3,000円を上限とする。ただし、同一年度中につき10泊分を限度とする。

2 前項の規定により100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に定める補助金等の交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 移住相談票（第1号様式）
- (2) 現地活動計画書（第2号様式）
- (3) 申請者及び同行者の居住地を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（審査）

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請に係る補助金の交付が適当であるか否かを審査し、交付の決定をしなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の審査の結果、補助金の交付を決定したときは、速やかに規則第6条に定める補助金等の交付額決定通知書により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）に通知しなければならない。

（補助事業の変更等）

第9条 補助対象者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止するときは、次に掲げる書類により市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) 事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）
- (2) 変更現地活動計画書（第2号様式）

（実績報告）

第10条 補助対象者は、補助事業が完了した後、速やかに規則第11条に定める補助事業等完了報告書に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 現地活動報告書（第4号様式）
- (2) 宿泊に係る領収書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の補助事業等完了報告書の提出期限は、補助事業を完了した日から起算して1月を超えない日又は当該補助金の交付決定に係る年度の末日のいずれか早い日までとする。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第13条に定める補助金等の確定通知書により補助対象者に通知しなければならない。

（指導監督）

第12条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助対象者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は市職員に書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の検査又は質問に当たる市職員は、その身分を示すため規則第17条に定める身分証票を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

（補助金の返還等）

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金の返還を命じることができる。

- (1) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定に付された条件を守らなかったとき。
- (3) この要綱に基づき提出された申請書、報告書等の内容が虚偽であったとき。
- (4) 補助対象者が、補助事業に関し法令に違反する行為を行ったとき。

（遅延利息）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の返還を補助対象者に求めた場合において、返還すべき補助金が納付期限までに納付されないときは、納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じてその未納付額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。